

東京都北区

ふるさと納税業務委託プロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 件名

東京都北区ふるさと納税業務委託

(2) 業務目的

当区ではふるさと納税制度を活用した「北区応援サポーター制度」により広く寄附を募っている。区内の魅力的な返礼品を充実させることで、区内産業の活性化及びさらなるシティプロモーションを推進し、効果的な広報及び寄附を募るうえで有用なふるさと納税ポータルサイトの管理・運用を含む関連業務の効率化を図る。

(3) 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約確定日から令和9年3月31日まで

※次年度以降の契約については履行状況及び履行成績を総合的に評価したうえで、予算配当を条件として、単年度ごとに最長令和10年度まで随意契約を締結できるものとする。

(5) 提案上限価格 30,160,000 円（税込） ※寄附想定額は 80,000,000 円。

ガバメントクラウドファンディングを目的とした寄附に関する業務は本委託内容の対象外とし、ガバメントクラウドファンディングを目的とした寄附は含まない。

※返礼品の調達に係る費用（税・梱包代込、原則配送料を含み寄附金額の30%以内とする。）を含み、振込手数料を含む。また、ふるさと納税ポータルサイト利用料、クレジットカード等決済手数料は含まない。

※契約締結後から業務開始（寄附受付開始）までの期間は業務開始準備期間とし、委託料は発生しないものとする。

※契約金額が 2,000 万円以上になる場合は東京都北区公契約条例（令和 4 年 6 月 21 日条例第 21 号）第 2 条第 3 項に定義される特定公契約に該当する。その際は、「東京都北区公契約条例に基づく特定公契約に関する特約」を遵守する必要がある。

2.参加資格

以下の全ての要件を満たす事業者を対象とする。なお、基準日については、公募開始の日とする。ただし、契約締結までに要件を満たさなくなった場合または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務における北区での競争入札参加資格を有していること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14 北総契第 360 号平成 15 年 3 月 28 日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 東京都北区暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員または暴力団関係者でないこと。
- (5) 東京都北区契約における暴力団員等排除措置要綱（22 北総契第 1894 号平成 23 年 3 月 3 日区長決裁）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てを行った、民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てを行った等客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態）に陥っていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと
- (8) プライバシーマークの認証または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（ISO27001）を取得し、認証に準じた個人情報についての適切な措置を講じる体制を整備していること。

3.実施スケジュール（予定）

	内容	期間等
1	公募開始	令和 7 年 10 月 2 日（木）
2	参加表明書等受付	令和 7 年 10 月 2 日（木）から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで
3	質問書受付	令和 7 年 10 月 2 日（木）から令和 7 年 10 月 9 日（木）まで
4	質問書回答	令和 7 年 10 月 14 日（火）午前 10 時
5	企画提案書等提出	令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 24 日（金）まで
6	一次審査（書類審査）	令和 7 年 10 月末
7	一次審査結果通知	令和 7 年 11 月上旬
8	二次審査（プレゼン審査）	令和 7 年 11 月 11 日（火）または令和 7 年 11 月 12 日（水）のいずれか 1 日
9	二次審査結果通知	令和 7 年 11 月末頃
10	契約	令和 7 年 12 月下旬

4.審査方法及び審査基準

本プロポーザルは公募型プロポーザルとし、審査委員会による二段階審査方式で実施する。

（1）第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を審査し、上位 3 者（企画提案書の提出者が 3 者に満たない場合は全者）程度を選定する。

（2）第二次審査（プレゼンテーション審査）

第二次審査対象者については、指定する時間及び場所において、企画提案書に沿ってプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は業務責任者をあわせて最大 3 名以内とする。審査に必要なプロジェクター及びスクリーンは区が用意する。

一次審査の合計点と合算し最高得点を得た者を受注候補者、次点を次順位者として決定するものとする。なお、合計評価点が同点であった者が複数となった場合は「返礼品開発に

関する事項・広報に関する事項」の合計評価点が最も高い者を、さらに合計評価点が同点であった場合は見積金額が最も安価であった者を契約候補者として決定する。

(3) 評価基準

別紙「東京都北区ふるさと納税業務委託に係るプロポーザル選定基準」のとおり

5.参加表明の手続き等

(1) 提出書類

①プロポーザル参加表明書（様式1）

代表者印押印のうえ提出すること

②事業者概要（事業者概要の様式は問わず、通常の広報で使用しているパンフレット・リーフレット等でよい）

③「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格審査受付票」の写し（裏面印鑑証明部分も含む）

④プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等を認証している写し

(2) 提出期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月15日（水）まで

(3) 提出方法

10月15日（水）までに「11.提出先及び問合せ先」へ郵便すること（必着）。持参する場合は必ず事前に「11.提出先及び問合せ先」へ電話連絡を行うこと。

6.提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「東京都北区ふるさと納税業務委託 提案書作成要領」のとおり

(2) 提出期間

令和7年10月10日（金）から令和7年10月24日（金）まで

(3) 提出方法

「11.提出先及び問合せ先」の提出先及び問合せ先まで電子メールで正本および副本のデータを送付する（データ容量が大きく送付できない場合は分割して送付すること。）データはPDF形式とする。

紙書類の提出については郵送で提出すること(必着)。郵送方法は書留またはそれに準ずる方法とする。持参する場合は必ず事前に「11.提出先及び問合せ先」へ電話連絡を行うこと。

7.質問受付及び回答

(1) 提出書類

質問書（様式2）

(2) 受付期間

令和7年10月2日（木）から令和7年10月9日（木）まで

(3) 提出方法

「11.提出先及び問合せ先」への電子メールでのみ受け付ける。件名は「東京都北区ふるさと納税業務委託質問書の提出（法人名等）」とすること。

(4) 回答方法

令和7年10月14日（火）午前10時までに質問者名を伏せたうえで北区ホームページに掲載する。

(5) 留意事項

上記の方法以外で提出された質問については回答しない。また、回答への質問をもって本説明書への追加または訂正とみなす場合がある。

8.参加の辞退

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式3）

(2) 提出方法

代表者印押印した辞退届の電子データをメールにて送信すること。メールの件名は「東京都北区ふるさと納税業務委託に関する辞退届の提出（事業者名）」とする。メール送信後、電子データ送信から1週間以内に辞退届の原本を郵送で提出すること。

(3) 提出先

「11.提出先及び問合せ先」と同じ

9.審査結果の通知（予定）

（１）第一次審査

提案書等の提出のあったものに対して、令和 7 年 11 月上旬頃に審査結果通知をメールで送付後、書面でも発送する。

（２）第二次審査

①審査委員会で決定した契約交渉順位第 1 位及び第 2 位のものに対して、令和 7 年 11 月末頃に審査結果通知を電子メールで送付後、書面でも発送する。

②契約交渉順位が第 2 位までに入らなかった者に対しては、提案書の審査結果について理由を付し書面により通知する。

③上記①の通知を受けたもののうち、契約交渉順位決定後 1 か月以内に契約締結に至らなかった契約交渉順位第 2 位のものについては、契約交渉順位決定後 1 か月を経過した日の翌日から起算して 7 日（東京都北区の休日定める条例（平成元年 3 月東京都北区条例第 1 号）第 1 条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により所管課長に対して説明を求めることができる。

④上記②の通知を受けたものは、通知した日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、書面により所管課長に対して説明を求めることができる。

⑤所管課長は、上記③または④に基づく説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に書面により回答する。

⑥上記⑤の回答を受理したものは、その回答に不服がある場合は、回答を受理した翌日から起算して 10 日（休日を除く。）以内に、区長に対して不服を申し立てることができる。

10.その他留意事項

(1) 本プロポーザルについての説明会は実施しない。

(2) 提案書は 1 事業者につき 1 案しか提出できないものとする。

(3) 本プロポーザルにおいて、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

①参加資格を満たさなくなった場合

②審査の公平性を害する行為が行われた場合

③その他提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合
(4) 参加表明書または企画提案書等が次の条件の一つに該当する場合には無効とする場合がある。また、④に該当した場合は指名停止の措置を行うことがある。

- ①提出方法、提出場所及び提出期間に適合しないもの
- ②指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ④虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤価格提案書（参考見積書）の金額が提案上限価格を超える場合
- ⑥審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの

(5) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。

(6) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(7) 参加表明書が提出期限までに到達しなかった場合は提案書を提出することができない。

(8) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。ただし、区から再提出の指示があった場合は除く。

(9) 提案書等の著作権は提出者に帰属するが、区が選定の際に必要と認める場合には区は無償で利用できるものとする。

(10) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例（平成 12 年 12 月 8 日条例第 63 号）に基づき提出書類を公開する場合がある。

(11) 企画提案書で提案する事項及び仕様書等の内容については、契約時の仕様書として取り扱うこととするが、協議の結果、契約にあたって区は受注候補者と協議のうえ変更できるものとする。

(12) 本プロポーザルの参加者は業務上知りえた情報は無期限で他に漏らしてはならない。

(13) 本プロポーザルの審査過程は公表しないが、審査の透明性を図るため、本公募の応募状況、受託候補者等については、北区ホームページで公表する。

(14) 本プロポーザルにおいて契約交渉順位の決定後、順位が高い順に契約交渉を行う。また、受注候補者の辞退や契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次に順位が高い法人（団体）と契約交渉を行う。契約交渉期限は「審査結果の通知」を通知した日から 1 か月とし、同日をもって契約交渉順位を無効とする。

(15) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。

(16) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

11.提出先及び問合せ先

〒114-8508 東京都北区王子本町 1-15-22

東京都北区役所税務課税務係（第一庁舎 2 階）

電話：03-3908-1114 FAX：03-3908-2022

E-mail：furusato@city.kita.lg.jp